

利用者負担徴収額表

令和元年 10 月分以降

階層区分	市町村民税所得割の額等による区分	利用者負担徴収額（月額）					
		1号	2号		私的 契約児	3号	
			短時間	標準時間		短時間	標準時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 4,100	円 0	円 0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	6,100	0	0
第3階層	市町村民税均等割の額のみ在世帯（市町村民税所得割の額のない世帯）	0	0	0	9,300	6,000	7,000
第4階層	市町村民税所得割合算額が48,600円未満世帯	0	0	0	12,300	8,300	9,300
第5階層	市町村民税所得割合算額が48,600円以上71,000円未満世帯	0	0	0	15,200	12,100	13,100
第6階層	市町村民税所得割合算額が71,000円以上94,000円未満世帯	0	0	0	17,000	15,500	16,500
第7階層	市町村民税所得割合算額が94,000円以上117,000円未満世帯	0	0	0	18,500	19,500	20,500
第8階層	市町村民税所得割合算額が117,000円以上162,000円未満世帯	0	0	0	20,000	27,000	28,000
第9階層	市町村民税所得割合算額が162,000円以上207,000円未満世帯	0	0	0	21,000	35,000	36,000
第10階層	市町村民税所得割合算額が207,000円以上310,000円未満世帯	0	0	0	22,500	39,500	40,500
第11階層	市町村民税所得割合算額が310,000円以上世帯	0	0	0	23,500	44,500	45,500

- (1) 利用者負担徴収額は父母の市民税額の合算により算定します。また、父母の市民税が非課税で祖父母と同居している場合、祖父母のうち最多納税者を「家計主催者」とし、その市民税額で算定します。
- (2) 住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、配当控除、外国税控除、寄付金控除等の税額控除は適用されません。
- (3) 年度途中に3号認定から2号認定に切り替わる場合の年度中の利用者負担徴収額の算定は、3号認定の利用者負担徴収額を適用します。
- (4) 第3階層から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、保育所、幼稚園等に入所（園）している場合において、3号認定の2人目（年齢の低い児童）の利用者負担徴収額は上記の利用者負担徴収額の2分の1、3号認定の3人目（年齢の低い児童）以上の利用者負担徴収額は無料になります。
- (5) 年収約360万円未満相当の世帯について上記（2）の多子軽減における年齢の上限撤廃や、年収約360万円未満相当の要保護世帯（ひとり親世帯・在宅障害者世帯等）についての負担軽減措置は、申出書による申請が必要です。

【裏面につづく】

- (6) 兄弟姉妹同時入所に限らず、18歳未満の児童を3人以上監護・養育し、3人目以降の3歳未満児が保育所に入所した場合、利用者負担徴収額が無料又は半額になる場合があります。(申請書の提出が必要です。)

※(2)～(4)は、市立保育所における私的契約児は適用になりません。

- (7) 市立保育所における2号認定は給食費として5,200円(主食費:700円、副食費:4,500円)が徴収されます。ただし、私的契約児の副食費は保育料に含まれます。

- (8) 市立保育所における延長保育料は下記の表のとおりです。

区分	利用時間	延長保育料(月額)
保育標準時間	午後6時30分から午後7時まで	1,000円
保育短時間	午前7時30分から午前8時まで	1,000円
	午後4時から午後5時まで	1,000円
	午後4時から午後6時まで	2,000円
	午後4時から午後7時まで	3,000円

1. 第1階層及び第2階層の延長保育料は無料になります。
2. 短時間保育において、午後4時以降の延長保育を利用する場合に、午前7時30分から午前8時までの時間も利用するときは、午前7時30分から午前8時までの時間の延長保育料は無料となります。また、短時間保育、標準時間保育にかかわらず、午後6時を超える場合は、おやつ代1,000円も必要となります。

市立保育所以外の認定こども園、保育所等においても、延長保育料その他実費徴収等がかかる場合があります。

<問い合わせ先> 弥富市役所 児童課 保育グループ TEL0567-65-1111